

**物品調達等入札参加資格審査における
鹿屋市内の支店・営業所等の取扱いについて**

鹿屋市外に本社を有する鹿屋市内の支店・営業所等は、下記要件を満たしていることが条件となります。

1 支店・営業所等の実態があること。

例) 事務所を有していること。

事務用什器（机、椅子等）が備え付けられていること。

事務用機器（電話、ファクシミリ、複写機、パソコン等）が備え付けられていること。

事務所の所在を明らかにした看板や表札等が掲げられていること。 等

※ 事務所の実態を確認するための参考例です。必須要件ではありません。

2 鹿屋市から賦課された税を遅滞なく完納していること。

3 支店・営業所等取引権限が委任されていること。又は下記3つの条件を満たす事業者であること。

- 鹿屋市内に事務所を有していること。
- 鹿屋市への市税等（法人市民税）の申告義務を有し、滞納していないこと。
- 鹿屋市内の支店・営業所等において鹿屋市在住の従業員を雇用していること。

※ 複数の支店を登録すること又は本店と支店を同時に登録することはできません。提出書類で確認ができない場合は、営業実態確認のため現地調査を行うことがあります。